

入 札 心 得

【件名：馬鈴しょ保冷貯蔵庫建設工事】

(総 則)

第1. 入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、入札公告及び入札説明書のほか、この入札心得によるものとする。

(入札公告等)

第2. 入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札説明書、特記仕様書、図面、契約書(案)及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、事務代行者に質問書をもって説明を求めることができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第3. 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

(入札等)

第4. 入札参加者は、持参又は郵送(書留又は簡易書留又はレターパックに限る。)により提出期限までに入札書を提出するものとする。また、入札参加申請書等の書類は、提出期限までに当該関係書類を作成し、持参又は郵送により提出しなければならない。

2 受理した後の、入札書の撤回・差し替え等は一切認めない。よって、入札に際しては、金額等は特に注意し、誤記入等はないこと。(金額桁錯誤を理由とした撤回も認めない。)

3 入札参加資格申請をした者が、入札書を提出しない場合、又は入札書を郵送により提出した場合において提出期限までに到達しない場合は、入札参加を取り消したものとみなす。

4 第1項の入札参加方法は、入札公告において示す。なお、使用する様式等は、事務代行者のホームページからダウンロードすること。

(URL:<https://asokazaki.jp/>)

(代理)

第5. 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証明する書面(委任状)を入札執行者に提出すること。この場合において、入札書には入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人の印鑑を押印して入札するものとする。

2 入札参加者又はその代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

3 入札参加者は競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第6. 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札の辞退は、入札書提出後から開札日の前日（土日・祝日を除く）までの間は直接事務代行者へ、開札日においては入札執行者に、直接口頭（電話は不可）により辞退の旨を伝えなければならない。なお、再入札の場合は、入札書に辞退の旨を記して入札するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、入札書提出後何らの意思表示が確認できずに辞退した場合は、農林水産省等の指名停止措置がおよぶ恐れがある。

(公正な入札の確保)

第7. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってばならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独白に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第8. 入札参加者が、この入札の全てに関し、虚偽、妨害、不正等の好ましくない行動等をとったなどの場合、及び入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、当該入札参加者は、農林水産省の指名停止措置がおよぶ恐れがある。

(無効の入札)

第9. 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 明らかに連合によると認められる入札
- (3) 入札参加申請書等の書類等が審査の結果採用されなかった入札
- (4) 入札書の受領期限までに到達しない入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 10. 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 11. 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、入札回数は、原則として 2 回とする。また、3 回目以降の入札は、執行状況等を総合的に勘案し判断する。

(同価格の入札)

第 12. 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、入札に立ち会わなかった入札者のくじについては、立会者等による公正な状態でくじ引きをするものとする。なお、立ち会わなかった入札者は異議を申し立てられない。

(契約書の提出)

第 13. 落札者は、交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から 7 日以内に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 14. 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第 15 入札書及びそれに添付する様式等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。